



## 参考資料

---



## 木津川市地域連携保全活動協議会条例

### 木津川市地域連携保全活動協議会条例

平成 25 年 3 月 29 日条例第 2 号

#### (設置)

第 1 条 木津川市学研木津北・東地区土地利用計画に定める里山の維持再生ゾーン（以下「里山の維持再生ゾーン」という。）における生物の多様性を地域における多様な主体が有機的に連携して行うことを促進するため、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、木津川市地域連携保全活動協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 4 条に規定する地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）の作成に関する事項
- (2) 地域連携保全活動計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) その他、里山の維持再生ゾーンの生物多様性の保全に関し必要な事項

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 里山の維持再生ゾーンにおいて生物多様性の保全を行い、又は行うと見込まれる特定非営利活動法人等
- (3) 法第 13 条に規定する地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、学識経験者、関係行政機関その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から 3 年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名する者が当該委員に代わって会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、地域連携保全活動計画担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、市長が定めた者をもって充てる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として市長に任命又は委嘱されているものは、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

## 【参考資料2】

## 木津川市地域連携保全活動協議会委員名簿

(敬称略)

該当条項	所 属 ・ 役 職	氏 名
第2号委員	鹿背山倶楽部 会長	長尾 輝治
	鹿背山元気プロジェクト 会長	田邊 英夫
	鹿背山の柿を育てるネットワーク 会長	松岡 幸男
	木津の文化財と緑を守る会 会長	岩井 照芳
	特定非営利活動法人 京都発・竹・流域環境ネット 理事長	吉田 博次
	こどもエコクラブサポーターの会 代表	田中 智子(第1回～第4回) 立花 志保(第5回～第7回)
第3号委員	鹿背山区 区長	中嶋 一雄(第1回) 矢田本 房和(第2回～第4回)
	京都学園大学 教授 (京都大学名誉教授)	(会 長) 森本 幸裕
	京都大学大学院 准教授	(副会長) 深町 加津枝
	京都造形芸術大学 講師	吉村 文彦
	京都府山城広域振興局 企画振興室 室長	辻村 徳夫(第1回～第4回) 湯瀬 敏之(第5回～第7回)
	公益社団法人 国土緑化推進機構 政策企画部	木俣 知大(第1回～第6回) 青木 正篤(第7回)
	積水化学工業株式会社 CSR部 環境経営グループ 担当課長	武田 学
	独立行政法人 都市再生機構 関西文化学術研究都市事業本部 事業部事業調整チーム チームリーダー	佐水 哲也(第1回) 平塚 正純(第2回～第7回)
第1号委員	木津川市 市長公室 公室長	鈴木 宏治(第1回) 尾崎 直利(第2回～第7回)
オブザーバー	近畿地方環境事務所	野生生物課

## 策定経過

## ○木津川市地域連携保全活動協議会・活動団体ワークショップ協議事項

会 議	開催日時	主な議題
第1回協議会	平成24年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長による基調講演</li> <li>・計画区域概況確認</li> <li>・生物多様性地域連携保全活動計画策定までのスケジュール確認</li> </ul>
第1回ワークショップ	平成24年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山保全活動における課題等確認</li> </ul>
第2回協議会	平成24年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度動植物現地調査報告</li> <li>・生物多様性木津川市地域連携保全活動計画記載内容協議</li> </ul>
第2回ワークショップ	平成24年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WS講師(総合地球環境学研究所 助教 熊澤氏)による基調講演</li> <li>・里地里山保全活動目標及び活動評価指標協議</li> </ul>
第3回協議会	平成24年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山保全活動推進方策協議</li> <li>・関連する計画との調整確認</li> </ul>
第3回ワークショップ	平成25年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期・短期目標設定に向けたキーワードの抽出</li> </ul>
第4回協議会	平成25年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度動植物現地調査報告</li> <li>・里地里山保全活動目標、活動評価指標協議(第3回から継続協議)</li> </ul>
第4回ワークショップ	平成25年6月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性木津川市地域連携保全活動計画の推進、進行管理組織協議</li> <li>・活動における目標(行動指針)の抽出</li> </ul>
第5回ワークショップ	平成25年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性木津川市地域連携保全活動計画の目的・目標(行動指針)、活動評価指標整理</li> </ul>
第5回協議会	平成25年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性木津川市地域連携保全活動計画(中間案)骨子案協議</li> </ul>

会 議	開催日時	主な議題
第6回 ワークショップ	平成25年9月30日	・生物多様性木津川市地域連携保全活動 応援団の設立、活動規約等協議
第6回協議会	平成25年11月8日	・生物多様性木津川市地域連携保全活動 計画（中間案）取り纏め協議 ・パブリックコメント実施に向けた協議
第7回協議会	平成26年2月5日	・パブリックコメントにおける提出意見 の取り扱い検討 ・生物多様性木津川市地域連携保全活動 計画取り纏め
提 出	平成26年2月10日	生物多様性木津川市地域連携保全活動計 画 提出

## 木津川市地域連携保全活動応援団規約

### 木津川市地域連携保全活動応援団規約

#### (名称)

第1条 本会は、木津川市地域連携保全活動応援団と称します。

#### (目的)

第2条 都市的開発の中止が決定した学研木津北地区の里山維持再生ゾーン（以下、「里山維持再生ゾーン」という。）において、里山活動等を通じて、会員相互の親睦を図りながら、生物多様性の確保をはじめ、SATOYAMAの機能が十分に発揮されるように再生・維持に取り組み、その魅力を広く発信することを目的とします。

#### (会員)

第3条 本会員は、里山維持再生ゾーンにおいて、里山活動等に貢献する者としてします。

#### (活動原則)

第4条 会員は、次の原則により活動することとします。

- (1) 無理なく、継続した活動
- (2) ふれあいを尊重した、楽しい活動
- (3) 個人を尊重した自主的な活動

#### (事業内容)

第5条 本会の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 里山維持再生ゾーン内における活動団体との連絡調整
- (2) 地元地域住民との連絡調整
- (3) 新たな人材やボランティア等の人材確保・育成支援
- (4) 里山教育・学習の支援
- (5) 保全活動に関する情報の集約と発信
- (6) 管理道路の下草刈りなどの簡易整備
- (7) 動植物の生態・生育確認
- (8) 企業等によるCSR活動支援

#### (運営)

第6条 本会に次の世話人を置きます。



- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 事務局長
- (4) 会計
- (5) 幹事
- (6) オブザーバー

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代理します。
- 4 事務局長は、会の事務を総理します。
- 5 会計は、本会の会計に関する事務をおこないます。
- 6 役員は、会員の里山活動について補佐するとともに、新たな会員の育成、及び育成支援をおこないます。
- 7 オブザーバーは、SATOYAMAの維持再生に向け、指導・助言をおこないます。

#### (総会)

第7条 本会の意志決定機関として総会を置きます。

- 2 総会では、事業計画、世話人の罷免、会則の変更等をおこないます。
- 3 総会の開催は、原則として年1回開催します。

#### (会計)

第8条 本会の会計は、寄附金、助成金及び交付金等で運営します。

- 2 臨時会費は、各事業を行う際に発生する経費に充当します。

#### (事務局)

第9条 本会の事務局は、木津川市役所(学研木津北地区担当課.)内に置きます。

#### 附則

- 1 この規約は、平成25年7月1日から施行します。



生物多様性木津川市地域連携保全活動計画

～みもろつく鹿背山再生プラン～

平成26年2月

発行 京都府木津川市

編集 木津川市市長公室学研企画課

所在地 〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-72-0501 (代)

FAX 0774-75-2701

Eメール: kikaku@city.kizugawa.lg.jp